

第36回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 5番, 6番)

開催期日 令和2年6月30日

第36回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月30日(火) 午後6時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上島 宣和

本日の出席委員

1番 藤田 淳	10番 桂 一照
2番 中島 信之	11番 亀田 孝
4番 鳥村 正行	12番 清水 哲雄
5番 笹谷 和広	13番 長谷川 誠
6番 塚本 政紀	14番 木内 浩一
7番 長尾 卓也	15番 田村 俊彦
8番 寺 雅彦	16番 川崎 浩彦
9番 平田 善治	17番 小川 信一
	18番 吉田 寿栄

本日の欠席委員

3番 大畠 政勝

本日の参与員

栗山町農業委員会	事務局 長	吉川 道也
〃	事務局 主幹	上島 宣和
〃	事務局 員	中川 圭太
〃	事務局 員	山宮 匠土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 74号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	議案第158号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	議案第159号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第160号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第161号	土地の現況証明願いについて
9	議案第162号	農用地利用集積計画(案)について
10	議案第163号	農地のあっせんについて
11	議案第164号	買入協議を行う旨の通知の要請について
12		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第36回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、大島委員より欠席の報告を受けております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

大変ご苦勞様でございます。昨日、種イモの防疫検査100点満点で合格とのことで、防疫検査の山場を越えたとのことで、おめでとうございます。待望の雨により、作物も落ちてきたかなと、今後の天候次第ですが、蝦夷梅雨のような中ではありますが、管理していただきたいと思っております。23期も今日が36回の農業委員会総会になりましたので、総会自体は今日が最後になりますので、皆さまには慎重審議をお願いしたいと思います。それでは早速始めます。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、5番笹谷委員、6番塚本委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。6月16日より19日、令和2年第3回栗山町議会定例会が開催され、吉田会長が出席しており、6月19日農業委員の任命についてという議案が協議されまして、18名全員が承認いただいたところです。23日、現地調査を、塚本委員・亀田委員・木内委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、19日に新しい24期の農業委員の任命を承認していただいております。その後、議会主催の観桜会において、議長他、町長へ任命いただいた御礼を述べさせていただいております。何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告74号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第74号、農地の使用貸借契約の解約通知について、下記の農地に係る使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は3件となります。

番号1 所在 字〇〇777番地 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積13,565㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 令和2年3月31日 契約期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日 解約通知日 令和2年5月29日 通知者 貸主 栗山町字〇〇130番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇95番地 〇〇〇〇 となっております。

番号2 所在 字〇〇〇629番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積6,297㎡外7筆 田7筆49,932㎡ 畑1筆562㎡ 計8筆49,932㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 令和2年3月31日 契約期間 令和2年3月31日から令和2年11月30日 解約通知日 令和2年6月10日 通知者 貸主 栗山町字〇〇779番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇534番地1 〇〇〇〇 となっております。

番号3 所在 字〇〇178番地15 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積862㎡外1筆 計1,707㎡全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 使用

貸借 契約年月日 令和元年12月30日 契約期間 令和元年12月30日から令和11年12月29日 解約通知日 令和2年6月18日 通知者 貸主 栗山町字〇〇178番地 32 〇〇〇 借主 栗山町字〇〇178番地 32 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 議案第158号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第158号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について、農地法第18条第6項の規定により通知があったので、解約の可否について意見を諮う。今回は5件でございます。

番号1 所在 字〇〇129番地17 地目につきましては 公簿、現況とも田 面積1,708㎡外5筆 田3筆9,179㎡ 畑3筆1,146㎡ 計6筆10,325㎡でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年3月31日 契約期間 令和2年3月31日から令和12年11月30日 解約通知日 令和元年6月5日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇129番地18 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇83番地3 〇〇〇〇 でございます。

番号2 所在 字〇〇〇988番地2 地目につきましては 公簿、現況とも畑 面積3,993㎡外4筆 田2筆21,574㎡ 畑3筆7,981㎡ 計5筆29,555㎡でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成28年12月27日 契約期間 平成28年12月27日から令和8年11月30日 解約通知日 令和2年6月8日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇159番地10 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 でございます。

番号3 所在 字〇〇302番地2 地目につきましては 公簿、現況とも畑 面積6,461㎡1筆でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和元年11月30日 契約期間 令和元年11月30日から令和2年11月30日 解約通知日 令和2年6月12日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇302番地3 〇〇〇〇 賃借人 栗山町〇〇146番地1 〇〇〇〇 同しく 栗山町〇〇146番地1 〇〇〇〇 でございます。

番号4 所在 字〇〇305番地4 地目につきましては 公簿、現況とも畑 面積6,473

m²外3筆 計4筆 26,496 m²全筆畑でございます。 利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年9月29日 契約期間 平成29年9月29日から令和9年11月30日が2筆、契約年月日 平成29年11月30日 契約期間 平成29年11月30日から令和9年11月30日が2筆 解約通知日 令和2年6月12日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇302 番地 3 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇153 番地 13 〇〇〇〇 でございます。

番号5 所在 字〇〇〇586 番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積4,158 m²外3筆 計4筆 17,980 m²全筆田でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和2年4月28日 契約期間 令和2年4月28日から令和2年11月30日 解約通知日 令和2年6月19日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇588 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇730 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇 でございます。 以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第158号「農地法第18条第6項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第158号は原案どおり決定といたします。

日程6 議案第159号「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第159号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転3件でございます。

番号1 所在、字〇〇266 番地 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積981 m²1筆でございます。 譲渡人 字〇〇4 番地 1 〇〇〇〇 適用といたしまして、今後耕作する予定がないので、譲受人に売渡したい。譲受人 〇〇146 番地 1 〇〇〇〇、適用といたしまして、農業経営の拡大を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。

番号2 所在、字〇〇219 番地 11 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積1,692 m²外1筆 畑1筆 1,318 m² 計2筆 3,010 m²でございます。 譲渡人 字〇〇8 番地 56 〇〇〇〇 適用といたしまして、相続により農地を取得したが、今後耕作する予定がないことから、譲受人に売渡したい。 譲受人 字〇〇1580 番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、

農業経営の拡大を図るため、申請地を買い受けたいとなってございます。

番号3 所在、字〇〇273 番地 1 地目といたしまして 公簿が宅地、現況が畑 面積 1,410.94 m²外 1 筆 計 2 筆 2,957.94 m²全筆畑でございます。譲渡人 字〇〇274 番地 3 〇〇〇〇株式会社 破産管財人 〇〇〇〇 適用といたしまして、破産財団に属する農地を任意売却し、売却代金の一部を破産財団に組み入れすることから、譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇33 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 適用といたしまして、農業経営の拡大を図るため、申請地を買い受けたいとなってございます。

以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(12番 清水)

番号1につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、今後耕作する予定がないため、〇〇〇〇さんへ売買するものであり、問題ないと思います。

(8番 寺)

番号2につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、相続により農地を取得しましたが、今後、耕作することがなく、隣接耕作者への売買であり、問題ないと思います。

番号3につきまして、譲渡人の〇〇〇〇〇さんは、破産財団に属する農地の売却代金を、財団に組み入れるため、農地所有適格法人への売買であり、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第159号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第159号については原案どおり決定いたします。

日程7 議案第160号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第160号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1

件でございます。

番号1 字〇〇178番地15 地目といたしまして、公簿現況とも畑 面積862㎡外1筆計2筆1,707㎡全筆畑でございます。貸主、字〇〇178番地32 〇〇〇 借主、字〇〇178番地32 〇〇〇〇 転用目的 永久転用で、農業用倉庫建設となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第161号「土地の現況証明願いについて」と併せ、現地調査班長より報告をお願いします。

(14番 木内)

令和2年5月28日 第35回農業委員会後に提出のあった農地法第5条の転用申請に基づき、令和2年6月23日に、塚本委員、亀田委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号1 農地法第5条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場継立出張所の南東約0.6kmに位置する農用区域内にある農地であり、この度、申請者より農業用倉庫を建築する旨の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので、転用することに、支障はないものと認めます。

また、「現況証明願い」、につきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきておりますことを、申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第160号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第160号は原案どおり決定といたします。

日程8 議案第161号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第161号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。

今回は3件の願い出でございます。

番号1 所在 ○○3丁目160番地 地目につきましては、公簿が畑 現況が農地外 面積221㎡1筆でございます。利用状況 雑種地 所有者 ○○県○市○○2丁目10番地26号 ○○○○ 願出人 栗山町○○3丁目64番地 行政書士 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 字○○178番地7 地目につきましては、公簿が田 現況が農地外 面積389㎡外1筆 計2筆560㎡でございます。利用状況 宅地 所有者 字○○178番地32○○○○ 願出人 栗山町○○2丁目91番地1 行政書士 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号3 所在 字○○4番地20 地目につきましては、公簿が田 現況が農地外 面積268㎡1筆でございます。利用状況 用悪水路 所有者 字○○168番地4 ○○○○ 願出人 ○○市○○町10番地6 ○○○○株式会社 北海道支社 支社長 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明、また、先ほど現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第161号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。
—全員挙手— よって議案第161号は原案どおり決定といたします。

日程9 議案第162号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第162号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は所有権移転1件となっております。

それでは、個表の方で説明させていただきます。

整理番号2所33-1 所有権の設定を受ける者 栗山町○○3丁目252番地 一般財団法人 ○○○○ 理事長 ○○○○ 所用権を設定する者 ○○町字○○302番地3 ○○○○ 申出年月日 令和2年6月12日 所用権を移転する土地 字○○298番地3 現況地目 畑 面積9,919㎡外18筆 計19筆50,341㎡全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年7月1日 対価につきましては 10aあたり 畑 ○○○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○○円で

ございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限 令和2年10月1日までに〇〇〇〇が指定する金機関口座に振込むものとなっております。以上です。

(議長)

はい。所有権移転1件の説明がありましたので、審議したいと思います。

整理番号2所33-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2所33-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2所33-1は原案どおり決定いたします。

日程10 議案第163号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第163号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は2件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇129番地18 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年6月5日 申出地所在 字〇〇129番地127 地目は公簿が畑、現況が田、面積238㎡外2筆 田1筆238㎡ 畑2筆1,002㎡ 計3筆1,240㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 田村)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として藤田委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、田村委員、藤田委員よろしくお願ひします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇588 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年6月19日 申出地所在 字〇〇586 番地 地目は公簿、現況ともに田、面積4,158㎡外2筆計3筆17,262㎡全筆田でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村委員と私で進めていきたいと思ひますので、よろしくご審議お願ひします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、鳥村委員よろしくお願ひします。

日程11 議案第164号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第164号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農

業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。 今回の申し出は4件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇130番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年5月29日 申出地所在 字〇〇777番地 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積13,565㎡でございます。 別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇129番地 18 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年6月5日 申出地所在 字〇〇129番地 17 地目といたしましては、公簿、現況ともに田面積1,708㎡外2筆 田2筆8,941㎡ 畑1筆144㎡ 計3筆9,085㎡でございます。 別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号3 あっせん申出者 栗山町〇〇159番地 10 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年6月8日 申出地所在 字〇〇988番地 2 地目といたしましては、公簿、現況ともに畑 面積3,993㎡外5筆 田3筆24,705㎡ 畑3筆6,050㎡ 計6筆30,755㎡でございます。 別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇779番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年6月10日 申出地所在 字〇〇〇629番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田面積6,297㎡外7筆 田7筆49,370㎡ 畑1筆562㎡ 計8筆49,932㎡でございます。 別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。 以上です。

(議長)

はい。事務局より4件の説明がありました。それでは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

整理番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3は原案どおり決定いたします。

整理番号4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は7月20日の月曜日 午後2時30分から、現地調査につきましては7月13日の月曜日 午前9時30分から 第1班 藤田委員、大島委員、長尾委員、長谷川委員にお願いします。

7月19日まで、23期の任期となりますのでよろしくお願いいたします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後6時50分終了)